

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町における国勢調査人口は、昭和 35 年から増加を続けていたが、平成 27 年の 28,308 人をピークに減少に転じている。年少人口は平成 7 年の 5,527 人をピークに減少し、令和 2 年には 4,780 人となる一方、老年人口は昭和 60 年の 1,348 人から令和 2 年までの間には 5,765 人と増加の一途をたどっており、少子高齢化が進んでいる。生産年齢人口については、平成 27 年の 17,925 人をピークに減少し、令和 2 年には 16,975 人となっている。

また、令和 2 年国勢調査に基づく本町の産業別就業者数は、第一次産業が 62 人、第二次産業が 1,318 人、第三次産業が 8,232 人となっており、第一次、第二次産業就業者数の割合は減少傾向、第三次産業就業者数の割合は増加傾向にある。

現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

北谷町では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、地域が更に経済発展していくことを目標とする

これを実現するための目標として計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

北谷町の産業は、宿泊業・飲食サービス業や卸売・小売業、建設業等を筆頭に、医療・福祉や情報通信業と多岐に渡り、多様な業種が北谷町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

北谷町は、県内で最も交通量の多い国道 58 号線が南北に縦断しており、その周辺に広く産業エリアが分布し、町内のほぼ全域に事業者の集積が見られる。したがって対象地域は北谷町全域とする。

(2) 対象業種・事業

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進など多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年平均 3 % 以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A4 とする。